

## 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について

建築住宅課

## 1 住宅確保要配慮者居住支援法人とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るための支援を実施する法人で、都道府県が指定するもの

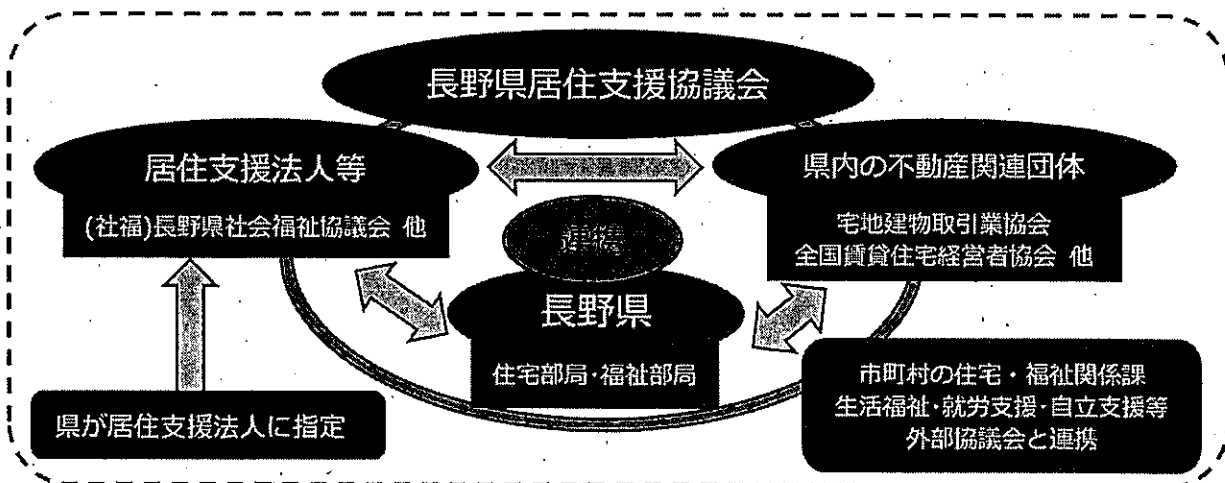
- (1) 根拠法令：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条
- (2) 指定を受けられる法人：NPO法人、社会福祉法人、居住支援を行う会社等

## 2 居住支援の活動内容等

- (1) 居住支援法人の行う業務：
  - ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
  - ② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・住宅相談
  - ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
  - ④ ①～③に付帯する業務

## (2) 居住支援法人指定の効果

居住支援協議会と居住支援法人が連携し、住宅確保要配慮者への具体的な生活支援を行うことで、支援制度の充実と実効性の担保が図られる。



## 3 指定団体の概要

(1) 法人名：社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

(2) 所在地等

◇主たる所在地 長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター内

◇その他窓口 県内9カ所

(3) 主な支援活動

生活困窮者自立支援法に基づく県からの受託事業として、生活困窮者支援を実施するほか、以下の住宅確保要配慮者に対する入居保証・生活支援事業を実施

- ・家賃の一定月数の債務保証
- ・入居生活支援（原則月1度の訪問のほか、状況に応じて支援をコーディネート）ほか

(4) 指定日：平成31年1月25日

表【主な住宅確保要配慮者に対する居住支援協議会の活動の例】

(国土交通省「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」抜粋)

活動の分類	主な活動(取り組み)の内容	低所得者	高齢者	障害者	子育て世帯	外国人	今回の指定団体の対応範囲
住まいの確保	入居を拒まない賃貸住宅の情報提供・不動産店の紹介・登録	○	○	○	○	○	○
	サブリース(転貸)による住まいの提供	○	○	○	○	○	
円滑な入居の促進	契約手続きや、行政等への書類提出にかかる手続きの立会い及び介添え	○	○	○		○	○
	通訳派遣による契約手続等の支援					○	△
	生活ルール・市場慣行等の説明			○		○	△
	家賃債務保証会社・保証人代行の紹介・契約支援	○	○	○	○	○	○
	死亡時の残存家財の処理		○	○			○
	見守り・安否確認、医療機関等との連絡、緊急時の対応	○	○	○			○
	各種の生活相談・トラブル対応	○	○	○	○	○	○
居住の安定方策	見守り・安否確認、緊急時の対応等	○	○	○			○
	医療・介護サービス		○	○			
	家事や買物等の生活援助サービス		○	○			
	生活保護費等の金銭管理	○		○			
	生活訓練、就労支援、学習支援	○		○	○		○
	コミュニティ参加への支援(コミュニティカフェや地域交流サロンの運営等)		○	○	○		